

省エネルギー基準(平成11年基準)

省エネルギー基準
(平成11年基準)

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

＜住宅の省エネルギー措置の水準を**性能**で定めているもの＞

(告示で定めている主な事項)

- ・住宅の暖冷房エネルギー消費量の指標である「年間暖冷房負荷」
- ・住宅の断熱性の指標である「熱損失係数(Q値)に関する基準」
- ・夏期の日射遮蔽の程度を示す「日射取得係数に関する基準」

省エネルギー基準は
・性能規定
・仕様規定
により構成されています。

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

＜上記の基準を満たす住宅の**仕様**を定めているもの＞

(告示で定めている主な事項)

- ・断熱構造とすべき住宅の部位(どの部分を断熱構造とすればいいのか)
- ・部位ごとの断熱性能の基準(熱貫流率、熱抵抗値等)(断熱材や開口部の断熱サッシ、断熱ガラスなどの仕様等)

※本指針によった住宅であれば、その建物としての性能値は上記の建築主の判断の基準の定める水準に適合する。



どちらの告示(基準又は指針)を使って頂いてもかまいません

10

第三者機関による証明方法

①省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

- 住宅省エネラベルの適合証 (登録建築物調査機関)
- エコポイント対象住宅証明書 (登録住宅性能評価機関)※

※住宅版エコポイント制度の実施のために新たに実施

②省エネ基準を満たす木造住宅

- 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(省エネ等級4)
(登録住宅性能評価機関)
- 長期優良住宅の認定通知書 (特定行政庁)
又は 適合証 (登録住宅性能評価機関)
- 住宅省エネラベルの適合証 (登録建築物調査機関)
- フラット35S 適合証明書(省エネルギー性) (適合証明機関)
- エコポイント対象住宅証明書 (登録住宅性能評価機関)※

※住宅版エコポイント制度の実施のために新たに実施

11